

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律案要綱

第一 国有林野の管理経営に関する法律の一部改正

一 定義の追加

この法律において「国有林野事業」とは、国有林野の管理経営（国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全であつて、国が行うものを含む。）の事業をいうものとする。

（第二条関係）

二 管理経営基本計画の記載事項の見直し等

（一） 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する基本的な事項を管理経営基本計画の記載事項とすること。

（第四条第二項関係）

（二） 管理経営基本計画は、森林における生物の多様性の保全、国民の需要に即した林産物の供給、効率的かつ安定的な林業経営を担うべき人材の育成及び確保その他国有林野事業及び民有林野に係る施策の一体的な推進に配慮して定めるものとする。

（第四条第三項関係）

三 地域管理経営計画の記載事項の見直し等

(一) 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うこと

が相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項を地域管理経営計画の記載事項とすること。

(第六条第二項関係)

(二) 二の二は、地域管理経営計画について準用すること。

(第六条第三項関係)

(三) 森林管理局長は、国有林野事業及び私有林野に係る施策の一体的な推進のため必要があると認める

ときは、関係都道府県知事及び関係市町村長に必要な協力を要請することができるものとする。

(第六条第六項関係)

四 分収造林契約の存続期間の見直し

農林水産大臣は、造林者から長伐期施業を行うため分収造林契約の存続期間を延長したい旨の申出が

あった場合において、分収林の有する公益的機能の維持増進を図るため適当であると認めるときは、一

回ごとに八十年を超えない範囲で延長することができるものとする。

(第十二条関係)

五 分収育林契約の存続期間の見直し

農林水産大臣は、費用負担者から長伐期施業を行うため分収育林契約の存続期間を延長したい旨の申出があつた場合において、分収林の有する公益的機能の維持増進を図るため適当であると認めるときは、一回ごとに六十年を超えない範囲で延長することができるものとする。 （第十七条の五関係）

六 共用林野の設定用途の拡充

共用林野を設定することができ用途として、エネルギー源として共同の利用に供するための林産物の採取を追加すること。 （第十八条関係）

第二 森林法の一部改正

一 森林管理局長は、国有林の地域別の森林計画に定められた公益的機能別施業森林区域内に存する国有林の有する公益的機能の維持増進を図るため必要があると認めるときは、当該国有林と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる市町村森林整備計画に定められた公益的機能別施業森林区域内に存する民有林の森林所有者等又は当該森林所有者等及び当該民有林の土地の所有者と公益的機能維持増進協定を締結して、公益的機能維持増進協定区域内に存する森林の整備及び保全を行うことができるものとする。 （第十条の十五第一項関係）

二 公益的機能維持増進協定区域及びその面積、森林管理局又は森林所有者等が行う森林施業の種類並びにその実施の方法及び時期その他公益的機能維持増進協定区域内に存する森林の整備及び保全に関する事項、林道の開設及び改良並びに作業路網その他の施設の設置及び維持運営に関する事項、費用の負担、公益的機能維持増進協定の有効期間並びに公益的機能維持増進協定に違反した場合の措置を公益的機能維持増進協定の記載事項とすること。

（第十条の十五第一項関係）

三 公益的機能維持増進協定については、公益的機能維持増進協定区域内に存する民有林の森林所有者等及び当該民有林の土地の所有者の全員の合意がなければならぬものとする。

（第十条の十五第二項関係）

四 公益的機能維持増進協定の有効期間は、十年を超えてはならないものとする。

（第十条の十五第三項関係）

五 公益的機能維持増進協定の内容は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬものとする。

（一） 国有林の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものであること。

(二) 民有林の有する公益的機能の維持増進に寄与するものであること。

(三) 森林の利用を不当に制限するものでないこと。

(四) 公益的機能維持増進協定区域内に存する民有林又は当該公益的機能維持増進協定区域に近接する民有林において、都道府県が治山事業を行い、又は行おうとしているときは、当該治山事業の実施に関する計画との整合性に配慮したものであること。
(第十条の十五第四項関係)

六 森林管理局長は、公益的機能維持増進協定を締結しようとする場合において、当該公益的機能維持増進協定区域内に存する民有林又は当該公益的機能維持増進協定区域に近接する民有林において都道府県が治山事業を行い、又は行おうとしているときは、あらかじめ、当該都道府県の知事の意見を聴かなければならないものとする事。
(第十条の十五第五項関係)

七 森林管理局長は、公益的機能維持増進協定を締結しようとするときは、その旨を公告し、当該公益的機能維持増進協定を当該公告の日から二週間利害関係人の縦覧に供しなければならないものとする事。

(第十条の十六第一項関係)

八 七の公告があつたときは、利害関係人は、七の縦覧期間満了の日までに、当該公益的機能維持増進協

定について、森林管理局長に意見書を提出することができるものとする。

（第十条の十六第二項関係）

九 森林管理局長は、七の縦覧期間満了後、当該公益的機能維持増進協定について、関係市町村の長の意見を聴かなければならないものとする。

（第十条の十六第三項関係）

十 森林管理局長は、公益的機能維持増進協定を締結したときは、その旨を公告し、かつ、当該公益的機能維持増進協定の写しを公衆の縦覧に供するとともに、公益的機能維持増進協定区域である旨を当該公益的機能別施業森林区域内に明示しなければならないものとし、遅滞なく、公益的機能維持増進協定を締結した旨を関係市町村の長に通知しなければならないものとする。

（第十条の十七関係）

十一 公益的機能維持増進協定は、十の公告のあった後において当該公益的機能維持増進協定区域内に存する民有林の森林所有者等又は当該民有林の土地の所有者となった者に対しても、その効力があるものとする。

（第十条の十九関係）

十二 公益的機能維持増進協定に基づいて立木を伐採する場合には、伐採及び伐採後の造林の届出を不要とすること。

（第十条の八関係）

第三 特別会計に関する法律の一部改正

一 国有林野事業特別会計を廃止するものとする。

(第百五十八条から第百七十一条まで及び附則第四十二条から第四十五条まで関係)

二 国有林野事業債務管理特別会計を、平成二十五年四月一日から同会計の負担に属する借入金に係る債務の処理が終了する日の属する年度(以下「債務処理終了年度」という。)の末日までの期間に限り設置し、一による廃止前の国有林野事業特別会計の負担に属する借入金に係る債務の処理に関する経理を行うものとする。

(附則第六十七条の二及び第二百六条の二関係)

三 国有林野事業債務管理特別会計は、農林水産大臣が、法令で定めるところに従い、管理するものとする。

(附則第二百六条の三関係)

四 国有林野事業債務管理特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとすること。

(一) 歳入

1 一般会計からの繰入金

2 借入金

3 一時借入金の借換えによる収入金

4 附属雑収入

(二) 歳出

1 借入金の償還金及び利子

2 一時借入金の利子

3 借り換えた一時借入金の償還金及び利子

4 附属諸費

(附則第二百六条の四関係)

五 国有林野事業債務管理特別会計に属する借入金の償還金、一時借入金の利子並びに借り換えた一時借入金の償還金及び利子の財源に充てるため、毎会計年度、国有林野の林産物収入等から費用を控除した額に相当する金額に、当該年度の前年度以前の年度における予算と決算の差額を調整した額に相当する金額を、一般会計から国有林野事業債務管理特別会計に繰り入れるものとする。

(附則第二百六条の五第一項関係)

六 毎会計年度、当該年度において支払うべき借入金の利子に充てるべき金額を、一般会計から国有林野

事業債務管理特別会計に繰り入れるものとする。

（附則第二百六条の五第二項関係）

七 国有林野事業債務管理特別会計における借入金対象経費は、同会計に帰属するものとされた借入金の償還金の財源に充てるために必要な経費とすること。

（附則第二百六条の六関係）

八 国有林野事業債務管理特別会計において、歳入不足のために一時借入金を償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、同会計の負担において、一時借入金の借換えをすることができるとすること。

（附則第二百六条の七関係）

九 国有林野事業債務管理特別会計の債務処理終了年度の収入及び支出並びに債務処理終了年度以前の年度の決算に関しては、同会計の廃止後もなお従前の例によるものとする。この場合において、同会計の債務処理終了年度の翌年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、一般会計の歳入に繰り入れるものとする。

（附則第二百五十九条の二第一項関係）

十 債務処理終了年度の末日において、国有林野事業債務管理特別会計に所属する権利義務は、一般会計に帰属するものとする。

（附則第二百五十九条の二第二項関係）

第四 特定独立行政法人等の労働関係に関する法律の一部改正

国有林野事業を行う国の経営する企業を適用対象から外すこととし、これに伴い、題名を「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に改め、所要の規定の整備を行うこと。

第五 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法及び国有林野事業の改革のための特別措置法の廃止

国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例を廃止することに伴い、国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法を廃止することとし、国有林野事業特別会計の廃止に伴い、国有林野事業の改革のための特別措置法を廃止するものとする。

第六 施行期日等

一 この法律は、一部の規定を除き、平成二十五年四月一日から施行するものとする。

（附則第一条関係）

二 その他所要の規定の整備を行うこと。